

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月23日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給に関する各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年8月4日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、管理本部経理部長として財務会計や税務、予算作成等に関する業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年3月20日、ふるえ、恐怖感、不安感等が生じたとして、同月28日、B医療機関に受診したところ「適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成29年3月22日から同年4月6日、同月7日から同年6月6日及び同月7日から同年8月20日まで間の休業補償給付をそれぞれ請求したところ、監督署長は、給付基礎日額を2万4000円として、これらを支給する旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人の給付基礎日額が2万4000円を超えるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成28年8月4日、会社に経理部長として採用され、会社組織図及び事務分掌によれば、経理課及び管理課の職員計8人の上司として経理会計部門等の業務を統括していたものとされ、また、平成30年10月10日付け会社作成の回答書によれば、請求人の決裁権限は「仕分けの承認権限、経費の決裁権限、稟議の決裁権限、部下の残業時間の承認権限」とされている。さらに、Cは、請求人の業務について、「仕事の権限を委譲しており、委譲した業務権限の中で請求人が困ったことに対する相談や仕事の進捗状況について指示を行っていました。」と述べている。

この点、請求人は、「従業員総数2000名超に対して経理部の部下はわずか10名未満であり、当該部署における人事や考課について決定権限はなく、会社としての意思決定は常に代表者か管理本部長の意向に従って行われていた。したがって、請求人は、およそ『経営者と一体的な立場』にあるというだけの職務内容、責任・権限を有していたと評価できるものではない。」と主張しているが、請求人は、平成29年5月16日付け聴取書において、自らの職責について、「経理業務の責任者でした。」、「私は管理者ではありますが、」と述べており、さらに具体的な業務推進に関して、「現金の管理をシステムにて行うシステム改修については、システム担当とお金をかけずに進めていこうと私自身が決めました。」と述べていることからすると、請求人は、会社代表者もしくはCの意向を踏まえながらも、従業員数2000人以上のグループ会社の経理会計部門の責任者として、一定の権限を持って自らの裁量により会計経理業務を統括していたものと考えざるを得ず、請求人の当該主張は採用することはできない。

また、請求人に対する報酬については、Cから「請求人に対する報酬の支給名

目の金額、内訳ともに前職年俸額を勘案して構成した」との説明を受けたことからすれば、請求人が「管理本部本部長」として勤務していた前職の処遇に準じた扱いを受けていたものとみられる。

さらに、請求人は、入社前に、Cに「皆さんは何時頃に出勤される習慣、文化ですか。」と尋ね、Cの「8時で可」との発言を拠り所として、「一種の基準時刻として8時出社を習慣化していった」と述べていることからすると、出勤時刻等について明確な指示はなく、周りとのバランスを考慮して請求人自身の判断で午前8時前に出勤していたものと考えざるを得ない。

以上のことから、決定書理由に説示するとおり、請求人は、労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者に該当するものと判断する。したがって、請求人の主張は採用できない。

(2) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日